

令和 8 年度岩手県及び協力市における
消費生活相談に係る業務調査等業務

企 画 提 案 実 施 要 領

令和 8 年 5 月

岩 手 県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度岩手県及び協力市における消費生活相談に係る業務調査等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量

「令和 8 年度岩手県及び協力市における消費生活相談に係る業務調査等業務」一式

(2) 業務の仕様等

資料 2 「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(4) 予算額（上限額）

10,961,000 円以内（税込）

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県立県民生活センター所長から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて岩手県立県民生活センターに来所し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去 5 年間に、本件と同等以上の業務の実績があり、適切に遂行できたことが過去の類似案件の契約時仕様書や報告書等により、客観的に判断できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしてい

る者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8) に定める期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当

岩手県立県民生活センター

住所：〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目 10-2

電話：019-624-2586 FAX：019-624-2790

電子メールアドレス：CB0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画提案実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案審査要領

資料4 令和7年度岩手県及び協力市における消費生活相談に係る業務調査
報告書

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 **令和8年6月8日（月）午後5時まで**

イ 受付場所 岩手県立県民生活センター（連絡先は上記（1）を参照）

ウ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより担当宛提出する。

エ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめてホームページに掲載する。

オ 回答期日 **令和8年6月11日（木）**

(4) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 【様式1-2】企画提案参加資格確認申請書

(イ) 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な調査業務実績
(パンフレット等でも可)

(ウ) 直近の財務諸表

(エ) 【様式1-4】受付票

(オ) 企画コンペ参加資格確認結果の通知用封筒一式

(長型3号封筒に企画コンペ参加 資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物110円の切手を添付したもの)

イ 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に担当に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は書留とし、期日までに担当に必着のこと。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、**令和8年6月17日（水）まで**に郵送により書面で通知する。

エ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、プロポーザル参加資格を取り消すことがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼン

テーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県立県民生活センター所長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 令和8年6月24日（水）午後5時

(イ) 提出場所 (1) に同じ。

(ウ) 提出方法 持参による。

イ 岩手県立県民生活センター所長は、説明を求められたときは、令和8年6月26日（金）までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 以下に定める書類

1 企画提案書

参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書はA4サイズ（様式任意）で作成すること。

① 具体的な実施内容及び実施方法

仕様書に掲げる事業内容毎に整理して作成すること。

② 作業及び事業実施スケジュール

③ 業務実施体制

④ その他特記事項（自由提案）

2 費用積算内訳書

① 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

なお、費用積算内訳書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

② 費用積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

③ 費用積算内訳書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

イ 提出部数 6部（正本1部・副本5部）

ウ 提出期限 **令和8年6月29日（月）午後5時**〔必着〕

エ 提出先 岩手県立県民生活センター（連絡先は（1）を参照）

オ 提出方法 持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて担当課宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

(ア) プロポーザル参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(ウ) 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(8) 企画提案の無効

(4) ウ及びエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）又は第 94 条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 前記 2（4）の予算額を超えた提案

オ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(9) プロポーザルへの不参加

ア プロポーザルの参加資格を認められた者が「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式 1-5】プロポーザル参加辞退届を担当まで持参又は郵送により提出しなければならない（必着のこと）。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料 3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選定委員会において行う。

なお、企画提案書等（費用積算内訳書）の内容が、前記 2（4）の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選定委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和 8 年 7 月 3 日（金）（別途通知）

イ 開催場所（予定）

岩手県立県民生活センター 2 階 研修室

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションにより行う。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認める

が、追加資料等の提出は認めない。

(ウ) プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。

(エ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(オ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分(説明15分、質疑応答10分)とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書とし扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日からおおむね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザル実施の確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザルに要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考：スケジュール（予定）】

①実施要領等に関する質問の受付期限	6月8日（月）
②実施要領等に関する質問の回答期限	6月11日（木）
③参加資格確認申請書の提出期限	6月12日（金）
④参加資格の確認結果通知期限	6月17日（水）
⑤企画提案書等の提出期限	6月29日（月）
⑥企画提案選定委員会（プロポーザル）	7月3日（金）
⑦契約締結	7月16日（木）